

資 料 編

1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針

調布市教育委員会教育目標

2018（平成30）年12月21日

調布市教育委員会決定

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

- 命の大切さを自覚し、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども
- 豊かな心、健やかな体を基盤に、確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども
- 自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ、社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では、市民の自己実現を支援し、市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し、

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する

などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

調布市教育委員会基本方針

2018（平成30）年12月21日

調布市教育委員会決定

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン（2019（平成31）年度～2022年度（2019（平成31）年3月策定予定））に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

■ 基本方針 1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求められている。
- 自他の命を大切にするとともに、心豊かな教育活動の推進が求められている。このため、「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを、子どもたちに教えなければならない。
- 調布市立学校の給食において、食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず、一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み、自他の命を大切にしなければならない。
- 体罰や暴言の根絶に向け、教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。
- 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって、国では「いじめ防止対策推進法」、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう、いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないよう、人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを推進する。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

■ 基本方針 2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面实施される新学習指導要領の移行期に入ることとを踏まえ、各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ、学校や関係機関は、学校への復帰のみを目標にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう、多様な学びの場を提供していくことなどが求められている。
- 人はみな違った存在であり、それぞれが自己実現を目指して、個の状況に応じた学習に取り組めるよう、教育環境の充実が求められている。
- 食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が、発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で、みんなが同じように給食の時間を楽しみ、食を通して成長できるよう、安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
- 経済格差が、教育格差とその再生産や固定化につながり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう、いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しており、総合的な対策が求められている。
- 調布市において、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、学校教育や社会教育の場においても、この機会を最大限に生かすことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要な適切な教育的支援を行うことが求められている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し、進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒を育成する機会となるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
- 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

■ 基本方針 3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあつて、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また、学校は地域の避難所になることから、災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。
- 近年ICTの普及など、子どもたちを取り巻くネット環境が大きく変化しており、いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ、スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

- 子どもたちにとって、安全で安心な居場所をつくり、学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。
- 学校・家庭・地域それぞれが、子どもの教育に関する情報や目標を共有し、互いに意見を交換し合いながら、教育に参加できる体制づくりを推進する。
- 地域と一体となって、より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。
- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

■ 基本方針 4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育への対応など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画⁽⁵²⁾に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「(仮称)調布市学校施設整備方針(2019(平成31)年3月策定予定)」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

■ 基本方針 5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研さんに励み、自己実現を目指す活動を通して、より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

- 地域の資源を活用しながら、市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供、学習情報の充実を推進する。
- 市民自らが多様な学習活動を行い、互いに学び合うことで、新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

2 調布市の教育を取り巻く動向

(1) 市の教育費の推移

(2015(平成27)～2018(平成30)年度 歳出予算)

不足教室対策としての校舎の増築や、老朽化対策、空調設備の整備による工事費等により、年度による増減はありますが、一般会計における教育費の割合は近年10～12%で推移しています。教育費は近年では、民生費、土木費に次いで高い構成比率となっています。



出典：調布市「一般会計歳入歳出予算」

（２）新学習指導要領の全面実施（関連施策▶施策２）

2017（平成29）年3月31日に新たな学習指導要領が告示され、小学校では2020年度から、中学校では2021年度からの全面実施に向けた取組を進めています。

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うこととしており、児童・生徒の学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けていくことを目指しています。

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020年度	2021年度
小学校	改訂 (2017 (平成29)年 3月31日)	周知 ・ 徹底	移行期間		2020年度～ 全面実施	
			教科書 検定	採択 ・供給	使用開始	
中学校			移行期間			2021年度～ 全面実施
				教科書 検定	採択 ・供給	使用開始

（３）児童・生徒の学力向上を図るための調査（関連施策▶施策２）

調布市の児童・生徒の学力を東京都の平均と比較してみると、小学生で2.4ポイント上回っており、中学生では0.1ポイント上回っています。

科目	平均正答率：％					
	小学校5年			中学校2年		
	都	市	市-都	都	市	市-都
国語	67.8	69.8	2.0	72.7	72.7	0.0
社会	71.1	74.2	3.1	56.5	56.8	0.3
算数 (数学)	61.4	64.2	2.8	54.2	54.3	0.1
理科	71.6	73.5	1.9	56.5	55.7	▲ 0.8
英語	-			62.9	63.8	0.9
計	271.9	281.7	9.8	302.8	303.3	0.5
科目 平均	68.0	70.4	2.4	60.6	60.7	0.1

出典：2017（平成29）年度東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査

（４）児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査 （関連施策▶施策３）

調布市の児童・生徒の体力・運動能力等の体力合計点を東京都の平均と比較してみると、小学生で２．５ポイント、中学生で２．７ポイント下回っています。

			体力合計点		
男女・学年			都	市	市-都
男	小	1	29.6	29.6	0.0
		2	37.2	36.6	▲ 0.6
		3	43.5	43.5	0.0
		4	49.2	49.1	▲ 0.1
		5	54.7	54.6	▲ 0.1
		6	60.2	60.1	▲ 0.1
	中	1	32.9	32.6	▲ 0.3
		2	41.2	41.9	0.7
		3	47.9	48.3	0.4
女	小	1	29.5	29.7	0.2
		2	37.4	36.8	▲ 0.6
		3	43.9	43.4	▲ 0.5
		4	50.2	49.8	▲ 0.4
		5	56.3	56.2	▲ 0.1
		6	61.4	61.2	▲ 0.2
	中	1	44.1	43.2	▲ 0.9
		2	49.1	47.4	▲ 1.7
		3	51.0	50.1	▲ 0.9
小学校合計			553.1	550.6	▲ 2.5
中学校合計			266.2	263.5	▲ 2.7

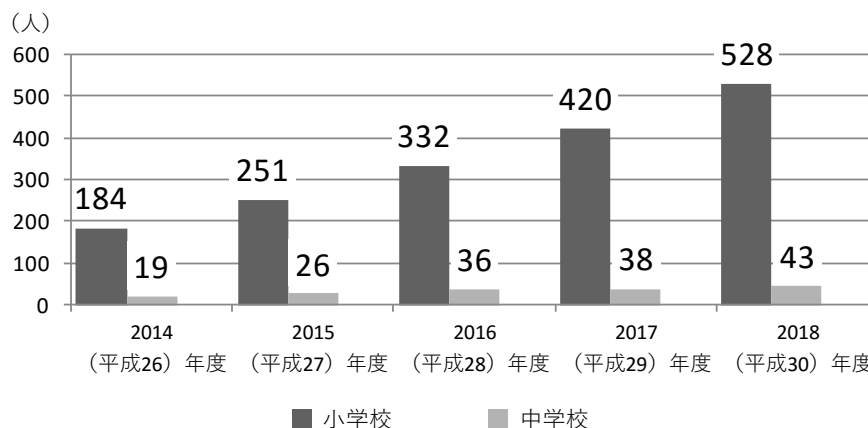
出典：2017（平成29）年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

（５）子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備（関連施策▶施策４）

１）特別支援教育を受けている児童・生徒の推移

発達障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）により、特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

今後も、市の人口増加に伴う、児童・生徒数増の影響等を受け、対象児童・生徒数の増加が想定されます。

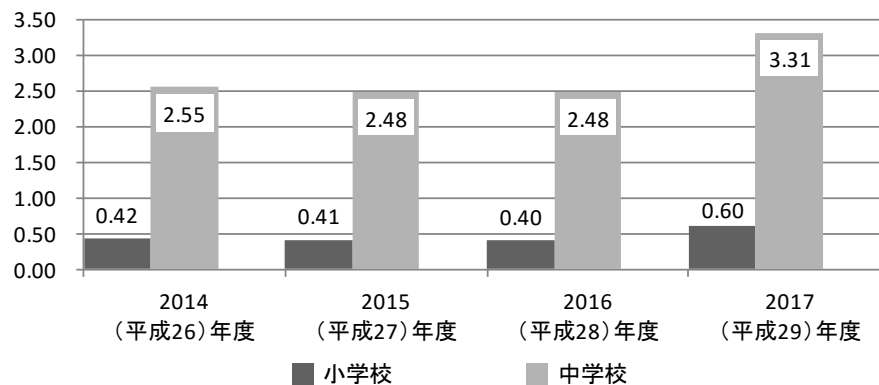


2) 不登校児童・生徒の出現率

「病気」や「経済的な理由」による者を除き、学校生活上の影響などの理由により、児童・生徒の年間欠席日数が30日以上である場合を不登校として位置付けています。

2016（平成28）年度まで横ばいであった出現率が、2017（平成29）年度は増加しています。要因・背景としては、家庭や学校における状況等が考えられています。不登校児童・生徒の心理的な不安等の要因や背景を丁寧に把握し、保護者の不安な気持ちにも寄り添いながら、丁寧な対応を行っています。

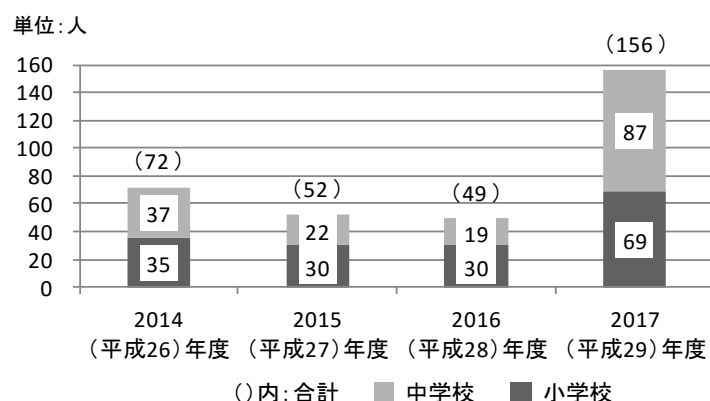
不登校児童・生徒数÷児童・生徒数×100 単位：％



3) いじめの認知件数

スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接や各小・中学校で実施している東京都教育委員会のふれあい月間（いじめ防止強化月間）に合わせた児童・生徒対象のアンケート調査を継続して実施するなど、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の観点に立った取組を実施してきた結果、近年ではいじめの認知件数が減少傾向でした。

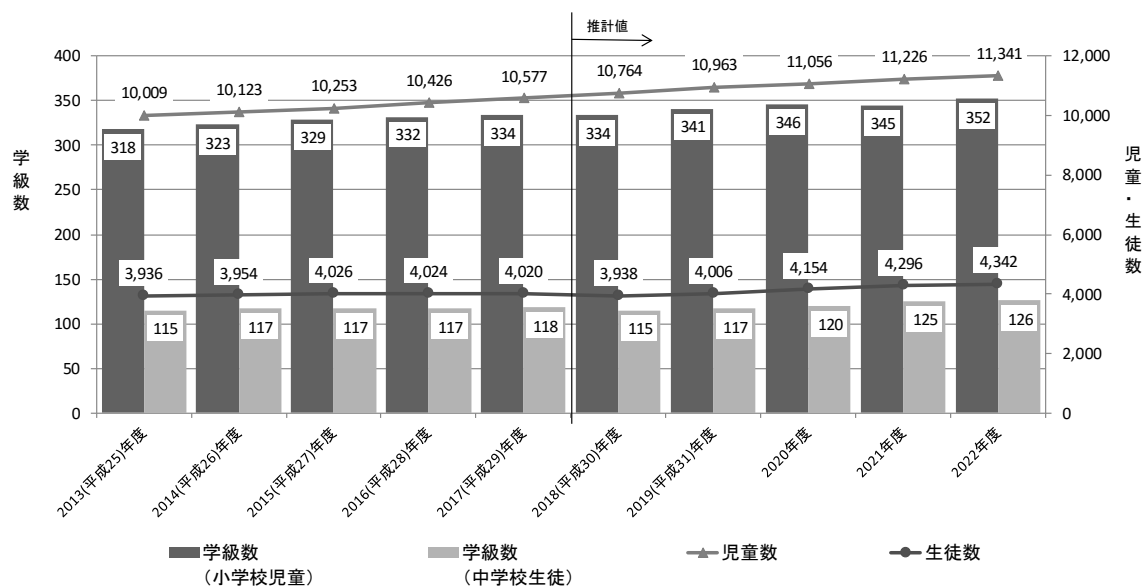
しかしながら、2017（平成29）年度の調査においては、国、東京都からの通知を踏まえ、「児童・生徒が心身に苦痛を感じているかどうかに鑑み、どんなことでも見逃さない」といった観点から、積極的認知を行った結果、件数が大幅に増加しました。全件の内容を教育委員会において把握し、重大事案につながらないよう、学校や関係機関と連携した対応を行っています。



（６）教育人口推計（児童・生徒数，学級数の推移）（関連施策▶施策 7）

日本全体では，２０３０年にかけて２０代・３０代の若い世代が約２割減少するとされており，６５歳以上の人口が国の総人口の３割を超えるなど，生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

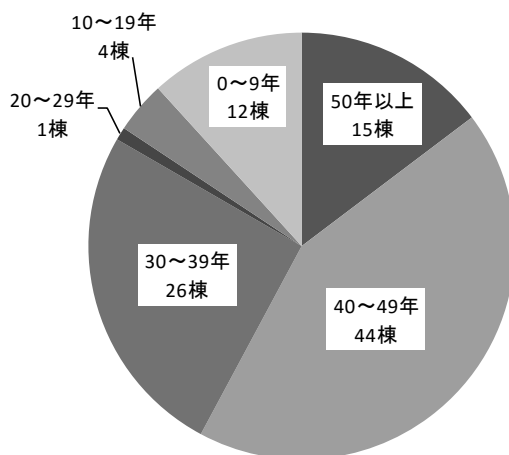
２０１７（平成２９）年度調布市教育人口等推計報告書によると，調布市では２０２２年度まで児童数・生徒数ともに，地域ごとに増減の差異はありますが，増加していくことが見込まれています。



出典：2017（平成 29）年度調布市教育人口等推計報告書

（７）市立小・中学校主要校舎の築年数別棟数（2017（平成 29）年度）（関連施策▶施策 7）

調布市公共施設建築物維持保全計画では，学校施設の構造躯体の計画更新年数を６５年としています。現状では，築後５０年以上経過した施設が４４棟で全体の約１５％，４０年以上経過した施設を含めると５９棟で約５８％であり，今後，一斉に更新期を迎えることとなります。



3 関連する市の計画等

(1) 調布市教育大綱

1) 策定の経緯

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、2015（平成27）年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられました。

調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、2015（平成27）年度から2018（平成30）年度までの4年間を期間として策定されました。

その後、2019（平成31）年3月に、後期基本計画（2019（平成31）年度～2020年度）、教育プラン（2019（平成31）年度～2020年度）等と整合を図りつつ、市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえた、必要な時点修正を行うため、調布市教育大綱（2019（平成31）年度～2020年度）が策定されました。策定にあたっては、市の教育の現状と将来の展望について、市長部局と教育委員会とが緊密に連携するため、総合教育会議における議論等を行いました。

2) 期間

年度	西暦 (平成)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020	2021	2022
基本構想		調布市基本構想（2012（平成24）年6月19日議決・策定）									
基本計画		前期基本計画（施策・行革プラン）									
				修正基本計画				後期基本計画			
教育プラン				教育プラン （2015（平成27）～ 2018（平成30）年度）				教育プラン（2019～2022年度）			
市長任期											
教育大綱				教育大綱 （2015（平成27）～ 2018（平成30）年度）				教育大綱（2019～2022年度）			

（２）調布市子ども条例

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現を目指して２００５（平成１７）年４月１日に施行しました。

条例では、子どもは、調布の「宝」、 「未来への希望」であり、 喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、 社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っていることとして、 家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割などを謳っています。

調布市ではこの条例に基づき、子育て家庭に対し様々な支援を行っています。

（３）調布市生涯学習振興プラン

「一人ひとりの学びでつながるぬくもりあるまちを目指して」を基本理念に定め、それぞれの興味・関心や生活スタイルに応じた学習ができるだけでなく、その成果をまちづくりに生かすことができる環境づくりを目指し、２０１３（平成２５）年に「調布市生涯学習振興プラン」を策定しています。



（４）調布市社会教育計画

「すべての市民の学びが 笑顔あふれる 社会を築く」を目指す将来像として掲げ、すべての市民がいきいきと学び、学びを通じて人の輪、地域の輪が広がるようなまちを目指して、社会教育の環境を整備していくこととしています。



（５）教育に関わる国や都の政策動向

１）第３期教育振興基本計画

２０１８（平成３０）年６月に「第３期教育振興基本計画」が閣議決定されました。当計画は第２期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の３つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、２０３０年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。教育政策を推進するにあたり「今後の教育政策に関する基本的な方針」を以下のように掲げています。

- １ 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ２ 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ３ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ４ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ５ 教育政策推進のための基盤を整備する

２）新学習指導要領

２０１７（平成２９）年３月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、２０１８（平成３０）年３月に高等学校学習指導要領が改訂されました。これらの新たな学習指導要領は２０２２年にかけて段階的な実施が予定されています。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントに知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が示されています。知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理することとしています。また、教育内容の主な改善事項として「語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」について考え方が整理されています。

３）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

２０１６（平成２８）年１２月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し、国・地方公共団体の責務が規定されました。同法の基本指針では、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなどを基本的な考え方としています。

４）子供・若者育成支援推進大綱

２０１６（平成２８）年２月に子ども・若者育成支援推進法（２００９（平成２１）年法律第７１号）第８条第１項の規定に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子供・若者育成支援推進大綱」が定められました。同大綱では冒頭で「子供・若者は親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。」とされています。

5) チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について

2015（平成27）年12月に中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を取りまとめました。

学校においても、子供を取り巻く状況の変化や複雑化・困難化した課題に向き合うため、教職員に加え、多様な背景を有する人材が各々の専門性に応じて、学校運営に参画することにより、学校の教育力・組織力を、より効果的に高めていくことがこれからの時代には不可欠であるという考えのもと、「チームとしての学校」を実現するために① 専門性に基づくチーム体制の構築、② 学校のマネジメント機能の強化、③ 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくこととしています。

6) 新・放課後子どもプラン

厚生労働省及び文部科学省は2014（平成26）年7月に、小学校進学とともに母親が働き方を変えざるを得なくなる「小1の壁」と呼ばれる課題を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等の方針を定めた「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

2018（平成30）年9月には、当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策の「新・放課後子どもプラン」を策定しました。

7) 人生100年時代構想

我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、人生100年時代の到来が予測されています。これまでの80年程度のライフコースから、寿命が延びて100歳を超えるようになった社会において、人々がどのように活力をもって時代を生き抜くのか、その社会システムを実現するため、首相官邸では「人生100年時代構想会議」を設置し、政策のグランドデザインを検討しています。

8) 東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）

東京都においては、2013（平成25）年4月に策定した東京都教育ビジョン（第3次）が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催決定や東京都教育施策大綱（2015（平成27）年11月策定）を踏まえ、2016（平成28）年4月に一部改定されています。

改定では、「オリンピック・パラリンピック教育の推進」が柱に加われました。くわえて、「知」・「徳」・「体」の柱のうち、特に「徳」の内容が充実しており、「社会的自立を促す教育の推進」、「子供たちの健全な心を育む取組」が位置付けられています。

9) 東京都オリンピック・パラリンピック教育（東京都教育委員会）

「オリンピック・パラリンピック教育の推進」にあたっては、2016（平成28）年1月に「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針が策定されています。同方針では、東京2020大会を契機として「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を育成していくことが重視されており、既に都内の公立小・中学校で取組みが展開されています。

4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書（2015（平成27）年度，2016（平成28）年度，2017（平成29）年度）に基づく前期プランの達成度は以下のとおりとなっています。

施策	主要事業	平成27年度 達成度	平成28年度 達成度	平成29年度 達成度
施策1 豊かな心の育成	1 命の教育活動の推進	B	A	A
	2 人権教育の推進	A	A	B
	3 道德教育の推進	B	A	B
	4 情報モラル教育の推進	B	B	B
	5 体験活動の充実と支援	A	B	B
施策2 確かな学力の育成	6 国際教育の推進	C	B	B
	7 ICT機器の活用推進	C	B	B
	8 少人数学習指導・習熟度別指導の推進	B	B	B
	9 理数教育の推進	B	B	B
	10 学校図書館の活用の推進	A	B	B
施策3 健やかな体の育成	11 体力向上への支援	B	B	B
	12 オリンピック教育の推進	A	B	B
	13 学校における食育の推進	B	A	A
施策4 安全・安心な学校づくりの推進	14 食物アレルギー対策の推進	A	A	A
	15 安全教育の推進	A	B	B
	16 防災教育の日の推進	B	B	B
	17 通学路等の安全確保の推進	A	A	A
	18 シックハウスに対する取組	B	A	A
施策5 教職員の資質・能力の向上	19 指導力向上への取組	A	B	B
	20 人権研修の推進	A	B	B
施策6 魅力ある学校づくりの推進	21 特色ある教育活動の推進	A	B	B
	22 中学校学校選択制の実施	A	A	A
施策7 個に応じた支援及び指導の充実	23 特別支援教育の推進	A	B	B
	24 教育相談の充実	A	A	A
	25 いじめ、虐待、不登校等の把握と連携・支援	A	A	B
施策8 学校施設整備の推進	26 快適な教育環境の整備	A	A	A
	27 老朽化・長寿命化対策の推進	A	A	A
	28 避難所機能の充実	A	B	A
施策9 協働の学校づくり	29 地域人材等を活用した教育支援	A	B	B
	30 学校経営への支援	B	B	B
	31 幼・保・小及び小・中連携の推進	A	A	A
	32 学校アセスメントの充実	A	B	A
	33 学校教育との連携事業の推進	A	A	A
	34 家庭教育への支援	B	B	A
施策10 青少年の育成	35 リーダー養成講習会の実施	B	B	A
	36 児童・生徒の意見発表機会の提供	B	B	A
	37 放課後遊び場対策事業（ユーフオー）の充実	—	—	—
	38 青少年交流・体験事業の推進	B	B	B
施策11 学習機会の提供・学習活動の支援	39 市民の読書・調査活動への支援	A	B	B
	40 地域に根差した公民館活動の推進	A	A	A
	41 市民、社会教育団体等の活動への支援	B	B	B
	42 障害のある児童・生徒等の自立活動支援	C	B	B
施策12 歴史・文化遺産の保全と活用の推進	43 史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進	A	A	A
	44 郷土の歴史・文化及び武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	A	A	A

5 プランの策定経緯

(1) 調布市教育プラン策定検討委員会の開催

開催日	議 事
第1回 2018（平成30）年 6月18日（月）	1 教育長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長・副委員長の選任 4 事務局説明 5 質疑、意見交換等 6 次回日程等
第2回 2018（平成30）年 8月21日（火）	1 調布市教育プラン策定検討部会 第1回の報告について 2 次期教育プランの体系、施策、主要事業について 3 次回日程等
第3回 2018（平成30）年 9月26日（水）	1 次期教育プラン（案）について 2 次期教育プランにおける成果指標（案）について 3 次回日程等
第4回 2018（平成30）年 10月23日（火）	1 次期教育プラン（案）について 2 次回日程等
第5回 2019（平成31）年 1月16日（水）	1 パブリック・コメントの実施結果について 2 次期教育プラン（案）について 3 今後の日程等

(2) 調布市教育プラン策定検討部会の開催

開催日	議 事
第1回 2018（平成30）年 6月26日（火）	1 教育部長あいさつ 2 部会員紹介 3 部会長・副部会長の選任 4 調布市教育プラン策定検討委員会 第1回報告 5 質疑、意見交換等
第2回（※メール会議） 2018（平成30）年 8月31日（火）	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第2回報告 2 質疑、意見交換等
第3回 2018（平成30）年 10月16日（水）	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第3回報告 2 質疑、意見交換等
第4回 2018（平成30）年 11月6日（火）	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第4回報告 2 質疑、意見交換等
第5回（※メール会議） 2019（平成31）年 2月14日（木）	1 調布市教育プラン策定検討委員会 第5回報告 2 質疑、意見交換等

(3) パブリック・コメントの実施等

- 意見の募集期間 2018（平成30）年11月28日（水）～12月27日（木）
- 周知方法 市報平成30年12月5日号・12月20日号及び市ホームページ
- 資料の閲覧場所 市役所4階公文書資料室、各図書館・各公民館・各地域福祉センター、
みんなの広場（たづくり11階）、市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）、
郷土博物館、調布市教育会館
- 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接または郵送、FAX、Eメールで調布市教育委員会教育部教育総務課まで提出
- 意見提出件数：65件（13人）
 ＜提出意見の内訳＞

全般に対する意見	9件
第1章「調布市教育プランの概要」に対する意見	0件
第2章「施策の展開」に対する意見	42件
第3章「教育プランの推進にあたって」に対する意見	3件
「資料編」に対する意見	8件
その他の意見	3件

(4) 調布市教育プラン策定検討委員会委員名簿

委員氏名	委員区分	
神永 典郎 ◎	白百合女子大学 人間総合学部初等教育学科 教授	学識経験
遠田 恵理	調布市公立学校PTA連合会 小学校代表	保護者
細川 真彦	調布市公立学校PTA連合会 中学校代表	
進藤 美左	NPO法人 調布心身障害児・者親の会代表	市民
福田 なお美	学校支援コーディネーター 第八中学校	
木下 安子 (2018(平成30)年 11月15日まで)	公募市民	
川島 隆宏	2018(平成30)年度調布市公立小学校長会 会長 北ノ台小学校長	学校
平岡 盛仁	2018(平成30)年度調布市公立中学校長会 会長 調布中学校長	
西牧 たかね	社会教育委員	社会教育
柏原 公毅 ○	教育部長	教育 委員会
高松 春美	教育部次長	
執行 純子	教育部指導室長	
秋國 光宏	教育部指導室統括指導主事	

◎は委員長，○は副委員長

(5) 調布市教育プラン策定検討部会名簿

委員氏名	所 属
柏原 公毅 ◎	教育部長
高松 春美 ○	教育部次長
執行 純子	教育部指導室長
小林 正雄(2018(平成30)年9月30日まで) 高野 千尋(2018(平成30)年10月1日から)	教育部教育総務課長
関口 幸司	教育部教育総務課施設担当課長
高橋 慎一	教育部学務課長
米内山 桂	教育部指導室次長
秋國 光宏	教育部指導室統括指導主事
源後 哲郎	教育部社会教育課長
小山 暢子	教育部教育相談所長
新井 英人(2018(平成30)年9月30日まで) 小池 章士(2018(平成30)年10月1日から)	教育部東部公民館長
小池 信彦	教育部図書館長
高野 千尋(2018(平成30)年9月30日まで) 小林 正雄(2018(平成30)年10月1日から)	教育部郷土博物館長
八角 千里	行政経営部次長
小柳 栄	子ども生活部次長
小蔦 努	福祉健康部健康推進課長

◎は部会長，○は副部会長

（ 6 ）調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第 1 設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）教育プランの策定に係る検討に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

第 3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表第 1 に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第 4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 5 委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第 7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 8 検討部会

委員会に、検討部会を置く。

- 2 検討部会は、調布市及び調布市教育委員会の職員のうち、別表第 2 に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
- 3 検討部会は、委員会が行う調査及び検討を補佐する。
- 4 検討部会に部会長を置き、教育委員会教育部長をもって充てる。
- 5 部会長は、検討部会の運営上必要があると認めたときは、部会員以外の者を検討部会に出席させ、その意見を聞き、又は部会員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第 9 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、第2条に定める事項の事務完了をもって廃止する。

別表第1（第3関係）

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市公立学校PTA連合会の小学校代表
- (3) 調布市公立学校PTA連合会の中学校代表
- (4) 調布心身障害児・者親の会の代表
- (5) 学校評議員又は学校支援コーディネーター
- (6) 公募市民
- (7) 調布市公立小学校長会の代表
- (8) 調布市公立中学校長会の代表
- (9) 調布市社会教育委員の代表
- (10) 教育委員会教育部長
- (11) 教育委員会教育部次長
- (12) 教育委員会教育部指導室長
- (13) 教育委員会教育部指導室指導主事

別表第2（第8関係）

- (1) 教育委員会教育部長
- (2) 教育委員会教育部次長
- (3) 教育委員会教育部指導室長
- (4) 教育委員会教育部教育総務課長
- (5) 教育委員会教育部教育総務課施設担当課長
- (6) 教育委員会教育部学務課長
- (7) 教育委員会教育部指導室次長
- (8) 教育委員会教育部指導室統括指導主事
- (9) 教育委員会教育部社会教育課長
- (10) 教育委員会教育部教育相談所長
- (11) 教育委員会東部公民館長
- (12) 教育委員会図書館長
- (13) 教育委員会郷土博物館長
- (14) 調布市行政経営部の職員
- (15) 調布市子ども生活部の職員
- (16) 調布市福祉健康部の職員

6 用語解説

あ行

ICT（9頁）

Information and Communication Technology
の略。情報（Information）や通信
（Communication）に関する技術の総称。

IoT（Internet of Things）（8頁）

様々な「モノ（物）」がインターネットに接
続され、情報交換することにより相互に制御す
る仕組み。

アレルギー対応ホットライン（17頁）

2013（平成25）年8月、調布市は、東
京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と
「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィ
ラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締
結した。

9月から、病院が設ける専用PHSにより、
子どもたちが通う市立学校をはじめ、学童クラ
ブや保育園、福祉施設などを対象として、アレ
ルギー症状発症時の対応に関する相談や救急
搬送の受入れに対応いただいている。

なお、ホットラインは、食物アレルギーに特
化したものではなく、例えば、ハチや薬による
アナフィラキシー等も含むアレルギー全般が
対象である。

「一校一取組、一学級一実践」運動（11頁）

児童・生徒の体力・運動能力向上を図るため、
各校が体力・運動能力に関する具体的目標を定
め、マラソン等を行う取組。

また、一校一取組に加えて、各学級担任が工
夫を凝らし、学級の状況に応じた運動を実践す
る取組。

「いのちと心の教育」月間（7頁）

2012（平成24）年12月20日の食物
アレルギーによる児童の死亡事故を風化させ
ない取組として、12月を実施月間として、
市内小・中学校において、「生命尊重」を取り
扱った授業や事故を風化させない取組等を行
う。

自他の生命（いのち）を大切にし、一人一人
の違いを認め合うとともに、児童・生徒が食物
アレルギーについて正しく理解し、全ての児
童・生徒が給食の時間を楽しく過ごすことがで
きるよう心豊かな教育活動を展開していく。

「命」の授業（7頁）

調布市防災教育の日に、市内小・中学校にお
いて、児童・生徒が「防災に関する自助や共助
についての授業」を通して、命の大切さや尊さ
などについて考える授業のこと。

AI（人工知能）（8頁）

ソフトウェアを用いて人間の知的ふるまい
の一部を人工的に再現したもの。

LGBT（15頁）

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、
「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」
（バイセクシュアル、両性愛者）、
「Transgender」（トランスジェンダー、出生時
に診断された性と自認する性の不一致）の頭文
字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性
的少数者）の一部の人々を指した総称。

オリンピック・パラリンピック教育推進校 (11頁)

児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深める。

また、スポーツを通して心身の調和的な発展を遂げ、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようオリンピック教育を推進する学校。(東京都からの委託事業)

か行

外国(海外)にルーツを持つ子ども(15頁)

親の両方またはいずれか片方が外国(海外)出身者である子ども。

科学センター(9頁)

市内小学校第5学年及び第6学年の理科に興味をもつ児童を対象に、化学・物理・地学等に関わる内容の講座を主に土曜日に開催している。参加者が楽しく、意欲的に観察や調査をしたり、実験をしたりする活動を通して、感受性豊かな心と探究する心を育成する。拠点校として調布市立布田小学校に設置。

学校危機管理マニュアル(17頁)

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

学校支援地域本部(9頁)

学校と地域の人材等が組織的に結びつき、学校教育に参画する体制を整備した取組。地域人材を活用し、学校教育の充実のため、地域人材と学校の調整役を担う。

学校評議員(15頁)

学校が、保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもたちの健やかな成長を図っていく観点から、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくため、学校運営に参加する地域住民。

学校関係者評価委員会(15頁)

保護者や地域の方々、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会の委員。学校が行う自己評価結果について評価する取組を行い、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を推進する。

国史跡下布田遺跡(24頁)

布田六丁目に所在する縄文時代晩期(約2500年前)の祭祀・墓地遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、昭和62年5月12日に国の史跡に指定された。

赤く塗られた滑車型土製耳飾り(国重要文化財)をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口甕棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

国史跡深大寺城跡（２４頁）

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。１５世紀末から１６世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された３郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、２００７（平成１９）年７月２６日に国の史跡に指定された。１９９７（平成９）年より、第１郭と第２郭は都立神代植物公園の分園（水生植物園城山地区）として無料公開されている。

国登録文化財真木家住宅（２４頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、２０００（平成１２）年４月２８日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。明治４３年頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、昭和１２年に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中將に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

コーディネーショントレーニング（１１頁）

運動を早く学習できるようにするための“学ぶ力”を得ることを最大の目的としたトレーニング。

心のバリアフリー教育（７頁）

学校において、障害の有無に関わらず、交流や共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る教育。

個別指導計画（１３頁）

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人

の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書。

個別の教育支援計画（１３頁）

個別の支援が必要な障害のある児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの視点で、適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的とする計画書。

さ行**シックハウス（１７頁）**

シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。

調布市では、２００２（平成１４）年９月に、調布小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったのにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。

シニアリーダー講習会（２１頁）

高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやキャンプ、野外活動等を通して、レクリエーション活動の企画・運営方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（１３頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査。

授業改善推進プラン（１５頁）

児童・生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に資する計画のこと。

ジュニアリーダー講習会（２１頁）

中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームやキャンプ、野外活動等の様々なレクリエーション活動を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的とする。

ジュニアサブリーダー講習会（２１頁）

健全育成推進地区委員会が協力のもと、地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学４年～６年生を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的とする。

上級救命講習（７頁）

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図る。

食物アレルギー（１６頁）

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味する。

就学援助制度（１３頁）

公立の小学校・中学校等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度。

食育（１０頁）

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。

杉の木青年教室（２３頁）

市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやバスハイク、料理・絵手紙教室などの野外活動や文化活動を通じて、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業。

スクールカウンセラー（１３頁）

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング，保護者や教職員への助言・援助など，子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

スクールサポーター（１３頁）

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して，各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置。

スクールソーシャルワーカー（１３頁）

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談，養育困難な家庭などに対して，家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど，福祉的視点から，子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家。

青少年交流館（２１頁）

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた，故中村やす先生のご遺志をもとに建設した施設。青少年が相互に交流し，社会性や協調性を育むことを目的としている。

セーフティ教室（１７頁）

学校・家庭・地域社会・関係機関等と連携し，児童・生徒の非行防止，犯罪被害から守るための取組。

警察署の職員等を講師として学校に招き，喫煙や万引き，薬物の有害性・依存性，乱用の危険性などの講話等を児童・生徒に対して行い，啓発を図る。

た行**第七中学校はしうち教室（１２頁）**

２０１８（平成３０）年４月に全国初の分教室型の不登校特例校として，第七中学校に開設。

不登校生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに，その学びの場が，一人一人の生徒の状況を十分に把握し，充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備していくこととしている。

多目的トイレ（１９頁）

車いす使用者が利用できる広さや手すり，おむつ替えシート，ベビーチェア等を備えた，多様な方が利用可能なトイレ。

地域学校協働本部（９頁）

地域の高齢者，成人，学生，保護者，ＰＴＡ，ＮＰＯ，民間企業，団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て，地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに，「学校を核とした地域づくり」を目指して，地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。地域による学校の「支援」から，地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが，「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

中学校学校選択制（１５頁）

調布市立中学校に入学する場合，通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められているが，学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば，受入れ予定人数の範囲内で入学できる制度。

調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針 (6頁)

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階における取組等を示した基本方針のこと。2013(平成25)年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、2014(平成26)年3月に策定した。

調布市公共建築物維持保全計画(31頁)

公共建築物の現状・課題、維持保全に向けた基本的な考え方や整備の方針、具体的な改修等のシミュレーション、推進体制等を明らかにした公共建築物の維持保全計画。2011(平成23)年3月に策定した。

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク (13頁)

子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項の規定に基づく協議会。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関、団体等が連携し、社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置。

調布市立学校における働き方改革プラン (15頁)

「教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る」ことを目的に、また、「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする」ことを目標に掲げたプラン。①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保(業務改善、ICTの活用促進など)、②教員の意識改革(ライフ・ワーク・バランスの推進など)、③学校ssを支える人員体制の確保(学校支援地域本部(地域学校協働本部)など)、④部活動の適正な実施の4つを取組の方向性に位置づけ推進する。

調布市防災教育の日(17頁)

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため、毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め、学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を、調布市立小・中学校全校一斉に実施している。(2012(平成24)年度から実施。)

適応指導教室「太陽の子」(12頁)

心理的要因等により不登校状態にある児童が対象。教育活動を通じて、自立と集団生活への適応力を育てることを目指す。

テラコヤスイッチ(13頁)

不登校状態にある中学生を対象に、比較的年齢の近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室(心理・教育学)に委託して実施している。

点検・評価(27頁)

点検・評価とは、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の略。

2007(平成19)年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定された。こうした改正を踏まえ、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施している。

東京教師道場（１５頁）

授業研究を通して、２年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場。

「特別の教科 道徳」（６頁）

道徳教育の充実を図るため、道徳の時間を教育課程上、特別の教科道徳（道徳科）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直すこととした（小学校では２０１８（平成３０）年度から、中学校では２０１９（平成３１）年度から実施）。

特別な支援が必要な児童・生徒（１２頁）

知的な遅れのない発達障害を含めた、学校での生活や学習に困り感のある児童・生徒。

図書館利用に障害のある人々へのサービス（２３頁）

資料があっても読むことができない、来館が難しいなど、図書館を利用できない原因を取り除いて、だれでも利用できるように支援するサービス。具体的には、音訳サービス、点訳サービス、大活字本の提供、宅配サービス、子どもたちへの布の絵本・遊具の提供など。

な行**のびのびサークル（２３頁）**

特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生を対象にダンスやゲーム、バスハイクなどを開催し、様々な社会体験の機会を提供する事業。

は行**非構造部材（１８頁）**

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、設備機器など、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取付けられるもの。

普通救命講習（７頁）

小学校第６学年及び中学校第３学年を対象に実施。心肺蘇生や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付ける。

不登校プロジェクト（ＳＷＩＴＣＨ）（１３頁）

不登校児童・生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童支援個別支援票への助言、テラコヤスイッチなどに取り組んでいる。

ふれあい月間（１３頁）

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（６月、１２月、２月）。

ま行

メンタルフレンド（13頁）

比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室（心理・教育学）に委託して実施している。

や行

ハケ岳少年自然の家（21頁）

山梨県北杜市、ハケ岳の裾野に広がる雄大な自然の中であって、青少年たちが自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて情操や社会性を育む場。ハイキング、登山、スキーやスポーツ合宿のベースとして、一般の方でも、年間を通して利用できる。

遊 ing（23頁）

市内特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作教室、野菜収穫、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験をすることを目的とした活動。

ユニバーサル・デザインの視点に立った授業（8頁）

学校施設設備のユニバーサル・デザイン化に留まらず、学習目標、学習方法、教材教具、評価など様々な面で特別支援教育の視点を取り入れ、全ての児童・生徒が理解しやすい授業の工夫を目指していく授業。

ら行

レクリエーション講習会（21頁）

高校生学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的とする。

レファレンスサービス（9・23頁）

利用者の調査・研究活動を支援するサービス。

（学校図書館における）

レファレンスサービス（9頁）

学校図書館において、児童・生徒の読書活動や学習活動を多様な方法で学校図書館が支援すること。

7 調布市教育プラン策定検討委員会からの報告

平成31年2月13日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正治 様

調布市教育プラン策定検討委員会
委員長 神永 典郎

次期「調布市教育プラン」(案)について

このことについて、平成30年6月18日から平成31年1月16日まで、全5回にわたり調布市教育プラン策定検討委員会を開催し、議論・検討を行った結果、次期「調布市教育プラン」(案)をとりまとめましたので報告いたします。

また、調布市教育プラン策定検討委員会委員が本プランに策定に関わった中での所感や本プランに込めた想いについて添付いたします。

《調布市教育プラン策定検討委員会委員から》

◆委員

私たちは、調布市の市民一人ひとりが豊かな学びを実現できる“まち”として発展していくことを願って、調布市教育プランを検討してきました。その内容として、これからの社会を担う子供を育成する学校教育に関するだけでなく、生涯にわたり自分を高めたいと願う市民の要望に応えられる環境を調布市としてどのように整備し実現していくかについて議論して来ました。

今回で3度目となるこの教育プランでは、主要事業を整理し、事業相互の関連付け、施策の重点化を図りました。特に、『教育大綱（市長部局）』との連携を踏まえたグローバルな人材の育成や子供の貧困への対応を、また、学校教育においては、特別支援教育の推進やいじめ・虐待の防止、不登校児童・生徒への支援等、個に応じたきめ細かな指導や確かな学力の育成とともに、学校と地域が協働し、安全・安心で魅力ある学校づくりが推進できるように検討を重ねました。

◆委員

この教育プランが調布市の教職員に浸透・実践されたならば、調布の子どもたちは、心豊かに健やかに成長するであろうと感じます。

教職員は多忙な業務に追われ、疲弊されている方もおられるかと思います。しかし、個を理解し、個に応じた教育を実践することこそが、業務のスリム化へつながるのだと思います。特に多くの教職員が豊かな生活を送る中で、本当の貧困を知ることは、教職員の言動にも大きく変化が出ると考えられます。親以外の身近な大人として、信頼できる師として、寄り添う姿勢（わかってもらえている）があるだけで、保護者は安心し、子どもは素直に教育を受けられるのだと感じます。それだけで、不要なトラブルを回避し、影響を受ける子どもが減少し、穏やかな学校生活につながるのだと感じます。

プランの実践には、少人数クラスの編成が不可欠です。

事前に送付される資料を読み込み出席する委員会は大変プレッシャーではありましたが、大変勉強になりました。

◆委員

これまで保護者の代表として市の様々な委員会に名を連ねてきたが、正直この教育プラン策定検討委員会ほど真剣に議論を重ねた委員会ほかに記憶がない。とくに子どもの教育に関わる箇所は、本文はもちろん項目のタイトル、リストの順序にいたるまで、細かい表現の一つひとつについて意見を出し合い、当初提示された案からは想像以上に多くの変更が加えられている。

保護者の立場として、子どもたちの学校生活に直接関わる点については、とくに多くの時間を割いて意見を述べさせてもらった。教員の授業研究時間の確保と働き方改革、課題を抱えている子どもへの視点、多様な子どもたちへのきめの細かい対応など。公立学校だからこそできること、なさなければならないことがあるはずであり、それが少しでも反映されるように留意した。

大切なのはこのプランを画餅にすることなく実際の教育現場において実行することだ。今後4年間の教育行政を引き続き見守りたい。

◆委員

私は「調布心身障害児・者親の会」から保護者代表として委員会に要請され、その責任を重く感じておりました。自分の経験だけでなく、日頃、会員および学習会等で一般の保護者の方々から聞く生の声や、学校に出入りして思うことを出来るだけお伝えしました。それらの意見を委員長はじめ委員の皆さんと議論し、事務局は可能な限り内容に反映してくれたと思います。委員の皆さんはプラン案をととてもよく読み込んで来られ、疑問や思いをぶつけて討議していました。時には委員長のご配慮で時間を30分延長し、全ての委員が十分に発言できるように考えてくださるなど、とても熱心に議論されたと感じております。勿論、私は学校教育のプロでもなく、限りある時間の中で保護者のすべての思いを発言することもできなかつたろうと思います。しかし何とか市民の声や願いをプランに反映しようとする委員会の雰囲気は、未来への大きな希望だと感じました。ありがとうございました。

◆委員

まずは、教育プラン策定検討委員会の委員に選出してくださったことに感謝しております。

恥ずかしながら、委員を引き受けた当初は、パブリック・コメントのご意見の中にもありましたが、「市職員が原案を作成し、委員はひと通り目を通すだけの委員会」と思っておりました。

しかしながら、初回から緊張感のある中、プランそのものに対する意見はもちろんのこと、誰が読んでも誤解されないわかりやすい文章となるよう言葉一つ一つに気を配る発言もあり、お客さまだった私も、気持ちを切り替え、事前にプランを読み込み、生徒・児童の為にどのようなプランがより適切であるかを考えながら、会に出席しました。

自分なりに意見を述べ、それが反映されることで、より深く考え、責任の重さも増しました。

来年度以降、このプランが実行されることを見守るとともに、教育の現場に携わる一人の大人として、実行に移す努力を重ねていきたいと考えております。

◆委員

小学校では2020年度から、中学校はその1年後から新学習指導要領が全面实施となります。児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が示され、時代の変化に伴い学習内容が一部加わる中、学校における働き方改革についても社会的関心が高まるなど、学校教育が大きく変わろうとしているこのタイミングに教育プランの策定に関わることができたことに感謝いたします。

教育については様々な角度から考え、検討することが大切だと思います。そのため、総花的という批判は否めませんが、どの内容についても必要なことであると認識しています。会議の中で、各委員から熱い意見が出され、市民の意見をもとに一定の方向性と具体的取組を示すことができたと考えています。ここで示された内容を実現させていくためには、教育現場への支援が必要になってきます。様々な面において、調布市並びに調布市教育委員会による教育現場へのバックアップをお願いします。

◆委員

調布市教育プラン策定にあたり、調布市の今後の教育の方向性を決める大切なプランであるということを意識して検討委員会に参加しました。

新しい学習指導要領が実施されること、特別支援教育の更なる推進、いじめ問題や不登校の問題、教員の働き方改革や部活動の問題など、多くのことについて、より良い方向に進めるべく、多方面の方々のご意見を聞きながら、さらには学校現場の現状も考えながら、自分の思うところを述べてきました。

調布の子ども達のために、どのようにしていったら一番良いのかを第一優先に考えて一生懸命作り上げたものと思っています。

最後に、この教育プランが、調布の宝である子ども達の成長に、大いに役立つことを願っております。

◆委員

教育は、子どもたちの“今の生活”を実り多いものにすると同時に“将来の幸せ”を実現するためにも大切なものです。それは33年間の中学校教員生活と、生活困窮世帯の子どもたちを対象とした学習支援事業に携わる中で実感しています。

その経験から、教育プランの検討においては、主として次のような点について意見を述べました。今回新たに追加された「子どもの貧困への対応」の内容が実効性を伴うようにする・すべての子どもたちに社会生活を営む上での最低限度の学力をつける・教師が精神的・時間的に余裕を持って働き、直接子どもと関わる仕事や授業の準備を優先にできるように勤務条件を改善する・生涯に渡って学び直しができる社会教育の実現を目指す・・・等々。

予算や制度上の制約の中で理想に近づけることの難しさを痛感し、委員としての力不足も感じましたが「少しでも」前に進めたいという思いで意見を述べました。今後ともその実現を見守り続けます。

◆委員

今回、調布市教育プランの策定に当たって強く留意したことは、教育行政関係者だけではなく、教育に係りのある団体や市民から幅広いご意見を伺って策定したいということでした。策定検討委員会の委員の皆様からは、数多くの貴重なご意見をいただき、活発で真摯な議論ができたものと深く感謝申し上げます。

私自身は、副委員長として神永委員長を補佐する立場であるとともに、一方では、行政職員という立場でも委員会に臨むことになりました。そのため、調布市の現状等を踏まえるとプランへの反映が難しいと思われるご意見等については、そのことを率直に発言せざるを得ない場面もありました。ご意見等に込められた委員のお気持ちは十分に理解でき、悩ましいところではありました。

ともあれ、今後はプランに記載している取組等をいかに実践していくかが問われてきます。調布市の教育に対して、皆様の引き続きのご支援、ご協力をお願い申しあげる次第です。

◆委員

今回は、教育委員会の職員としての立場でこの委員会に参加させていただき、委員の皆様との協議を重ねる過程で、多くのことを共に考え、学ばせていただきました。

調布市の教育全体への視点と、ひとり一人の児童・生徒への視点と、それぞれの委員の立場や体験からのご発言は、どれも調布の子どもたちの成長への思いの上にあるもので、その一つ一つをこの教育プランという形に紡ぐことができたのではないかと思っております。

今後4年間、この新しい教育プランに基づき、調布市の子どもたちの健やかな成長につながる教育行政であるよう、関係機関、地域の皆様のご協力をいただきながら、努めてまいりたいと思います。

◆委員

新教育プランの策定検討にあたっては、これまでの教育プランに掲げられた7つの重点プロジェクトの成果と課題、社会情勢や教育を取り巻く現状と課題等を踏まえた上で各委員と検討を重ねてきた。特に重点プロジェクト「特別支援教育の充実」や「いじめ・不登校等に対する対策（支援）」については、調布市の多くの関係機関や学校関係者の尽力により成果をあげてきているとの認識をもっている。一方で社会全般の問題解決のために、学校教育に期待されることは依然として多く、内容也多岐にわたっている。各委員とは、子供たちにとって魅力ある学校づくりをすすめていくためにも「教員の働き方改革」や学校運営を地域と協働的に進めていく「地域学校協働本部の設置」など新たな視点を盛り込むことも検討してきた。環境整備など解決までに時間を要するものもあるが、子供たち一人一人が大切にされ、個々の能力が十分に発揮できるよう夢や希望のもてる教育環境を整備していくための指針として、新たな教育プランを着実に実行できるようにしたい。

◆委員

今回の調布市教育プランは、次年度以降全面実施される新学習指導要領の趣旨を踏まえ、未来の宝である調布市の子どもたちに必要な「生きる力」の育成のつながるものになるよう全力で取り組みました。委員会では、各委員の方々が真剣且つ活発に意見を交わし、現状の教育課題を踏まえた建設的な話し合いの場になったと捉えております。特に、個に応じたきめ細かな支援の内容では、特別支援教育や不登校児童・生徒への支援の重要性や、そのための教職員の人材育成の必要性に言及できたことは、とても良かったと思っております。

次年度からは、いよいよこのプランの実現に向けた4年間の取組となります。教育委員会としては、子どもの「主体性」と「多様性」を大切にし、学校や保護者、地域等と共に子どもたちの健やかな成長のために思いを一つにして進んでまいりたいと考えております。

刊行物番号

2018-168

調布市教育プラン（2019 年度～2022 年度）

発行日
発 行

2019（平成 31）年 2 月
調布市教育委員会
教育部 教育総務課
〒182-0026 調布市小島町 2-3 6-1
T e l 0 4 2 - 4 8 1 - 7 4 6 5
